## ◎佐賀県条例第20号

佐賀県職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例 佐賀県職業能力開発促進法施行条例(平成23年佐賀県条例第37号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前           | 改正後  |
|---------------|--|
| (定義)<br>第2条 略 | (定義) 第2条 略 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ 当該各号に定めるところによる。 (1) 認定職業訓練施設 認定職業訓練を行う事業主等が設置する職業訓練施設をいう。 (2) 高等学校等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校をいう。 (3) 求職者支援訓練 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第1項の規定により認定された職業訓練をいう。 (4) 県内施設訓練生等 次のいずれかに該当する者をいう。 ア 県内に所在する公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の訓練生(短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程者しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者にあっては、職に就いていない者に限る。) イ 県内に所在する認定職業訓練施設の訓練生(職に就いていない者に限る。) ウ 県内に所在する高等学校等の在校生 エ 県内において行われる求職者支援訓練を受けている者 (5) 県外施設訓練生等 次のいずれかに該当する者をいう。 |

(普通課程の普通職業訓練の基準)

- 第4条 法第19条第1項の規定により条例で定める職業訓練の基準 (以下「訓練基準」という。)のうち普通課程の普通職業訓練に 係るものは、次に掲げるものとする。
  - (1) 訓練の対象者は、学校教育法<u>(昭和22年法律第26号)による</u>高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であること。

(2)~(9) 略

2 略

(手数料の減免)

- 第9条 知事は、前条第1項の表第4号の中欄に掲げる手数料(実技試験に係る手数料に限る。)については、2級又は3級の技能検定試験を受験する者で次の各号のいずれかに該当するものに対して、実技試験の手数料の額に4分の3を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、10円の位を四捨五入して得た額)を減額することができる。
  - (1) 公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の訓練生(短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者で職に就いているものを

- ア 県外に所在する公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の訓練生(短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者にあっては、職に就いていない者に限る。)
- <u>イ</u> 県外に所在する認定職業訓練施設の訓練生(職に就いていない者に限る。)
- ウ 県外に所在する高等学校等の在校生
- 工 県外において行われる求職者支援訓練を受けている者 (普通課程の普通職業訓練の基準)
- 第4条 法第19条第1項の規定により条例で定める職業訓練の基準 (以下「訓練基準」という。)のうち普通課程の普通職業訓練に 係るものは、次に掲げるものとする。
  - (1) 訓練の対象者は、学校教育法<u>に規定する</u>高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であること。

(2)~(9) 略

2 略

(手数料の減免)

第9条 知事は、前条第1項の表第4号の中欄に掲げる手数料(実技試験に係る手数料に限る。)については、次の表の左欄に掲げる等級の技能検定試験を受験する者 (出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)に対して、それぞれ次の表の右欄に掲げる額を減額することができる。

| 改正前  除く、以下同じ。)  (2) 認定職業訓練を行う事業主等が設置する職業訓練施設(以下「認定職業訓練施設」という。)の訓練生(職に就いている者を除く。以下同じ。)  (3) 学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校の在校生(比下「高等学校等の在校生」という。)  (4) 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第1項の規定により認定された職業訓練(以下「求職者支援訓練」という。)を受けている者  おれた職業訓練(以下「求職者支援訓練」という。)を受けている者  「無力には所を有する者(県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等を除く。)のうち、次に掲げる者  「場内において職に就いている者  「場内において職に就いている者  「場内において職に就いている者  「場内施設訓練生等及び県外施設訓練生等を除く。)のうち、場内において職に就いている者  「場内施設訓練生等及び県外施設訓練生等を除く。)のうち、場内において職に就いている者  (3) 県内施設訓練生等のうち、次に掲げる者  「場内に住所を有する者 (県内施設訓練生等のうち、次に掲げる者  「場内に住所を有する者 (県内において職に就   |  |   |
|--|--|---|
| (2) 認定職業訓練を行う事業主等が設置する職業訓練施設(以下「認定職業訓練施設」という。) の訓練生(職に就いている者を除く。以下同じ、) (3) 学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校の在校生(以下「高等学校等の在校生」という。) (4) 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第1項の規定により認定された職業訓練(以下「求職者支援訓練」という。)を受けている者  「主義を持ちずる者にあっては、9,000円(1) 県内に住所を有する者(県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等を除く。)のうち、次に掲げる者に 職に就いている者 イ 職に就いている者 イ 職に就いていない者 (2) 県外に住所を有する者(県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等を除く。)のうち、県内において職に就いている者 (3) 県内施設訓練生等を除く。)のうち、県内において職に就いている者 (4) 県外施設訓練生等を除く。)のうち、県内において職に就いている者 (4) 県外施設訓練生等を除く。)のうち、県内において職に就いている者 (4) 県外施設訓練生等を除く。)のうち、県内において職に就いている者 (4) 県外施設訓練生等を除く。)のうち、県内において職に就いている者 (4) 県外施設訓練生等を除く。)のうち、県内において職に就いている者 (4) 県外施設訓練生等を除く。)のうち、県内において職にないている者 (4) 県外施設訓練生等を除く。)のうち、県内において職にないている者 (4) 県外施設訓練生等を除く。)のうち、県内において職にないている者 (4) 県外施設訓練生等を除く。)のうち、県内において職にないている者 (4) 県外施設訓練生等を除く。)のうち、県内において職にないている者 (4) 県外施設訓練生等を除く。)のうち、県内において、場合は、日本に対し、日 | 改正前  | 改正後   |
| いている者に限る。)_  | (2) 認定職業訓練を行う事業主等が設置する職業訓練施設(以下「認定職業訓練施設」という。)の訓練生(職に就いている者を除く。以下同じ。) (3) 学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校の在校生(以下「高等学校等の在校生」という。) (4) 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第1項の規定により認定された職業訓練(以下「求職者支援訓練」という。)を受けてい | 次に掲げる者にあっては、9,000円 (1) 県内に住所を有する者(県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等を除く。)のうち、次に掲げる者ア 県内において職に就いている者イ 職に就いていない者 (2) 県外に住所を有する者(県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等を除く。)のうち、県内において職に就いている者いて職に就いている者(3) 県内施設訓練生等のうち、次に掲げる者ア 県内に住所を有する者 県外に住所を有する者 (県内において職に就 |

| 改正前       | 改正後   |  |
|-----------|---|--|
| 9A.II-101 | 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める (1) 35歳未満の者(技能検定試験の実技試験の施日の属する年度の4月1日において35歳に達ていない者をいう。以下同じ。) 次に掲げるの区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 県内施設訓練生等又は県外施設訓練生等外施設訓練生等「外施設訓練生等にあっては、県内に住所を有る者に限る。) 15,000円 イ アに掲げる者以外の者 9,000円 (2) 35歳以上の者(技能検定試験の実技試験の施日の属する年度の4月1日において35歳に達ている者をいう。以下同じ。) 次に掲げる者区分に応じ、それぞれ次に定める額ア県内に住所を有する者(県内施設訓練生等び県外施設訓練生等を除く。)のうち、次にげる者 9,000円 (7) 県内において職に就いている者(イ)職に就いていない者 イ 県外に住所を有する者(県内施設訓練生等び県外施設訓練生等を除く。)のうち、県内おいて職に就いている者 9,000円 ウ 県内施設訓練生等を除く。)のうち、県内を設別練生等を除く。)のうち、県内を設別練生等を除く。)のうち、県内を設別練生等を除く。)のうち、県内を設別練生等を除く。)のうち、県内を設別練生等を除く。)のうち、県内を設別練生等を除く。)のうち、県内を設別練生等を除く。)のうち、県内施設訓練生等がに掲げる者の区分にしている者の区分にしている者の区分にしている者の区分にしている。 |  |

| 改正前 | 改正後  |
|-----|--|
|     | に就いている者に限る。) 9,000円  |
|     | 上記いている者に限る。) 9,000円   次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額   (1) 35歳未満の者 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額   ア 県内施設訓練生等又は県外施設訓練生等   15,000円 |
|     | <u>円</u><br>b a に掲げる者以外の者 6,000円   |

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
|  | 単一等級次に掲げる者にあっては、9,000円<br>(1) 県内に住所を有する者(県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等を除く。)のうち、次に掲げる者<br>ア 県内において職に就いている者<br>イ 職に就いていない者<br>(2) 県外に住所を有する者(県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等を除く。)のうち、県内において職に就いている者<br>(3) 県内施設訓練生等<br>(4) 県外施設訓練生等のうち、次に掲げる者<br>ア 県内に住所を有する者<br>イ 県外に住所を有する者(県内において職に就いている者に限る。) |
| 2 2級の技能検定試験を受験する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者(以下「県外施設訓練生等」という。)で、県外に居住しているものについては、前項の規定は適用しない。 (1) 県外に所在する公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の訓練生 (2) 県外に所在する認定職業訓練施設の訓練生 (3) 県外に所在する高等学校等の在校生 (4) 県外において行われる求職者支援訓練を受けている者3 級の技能検定試験を受験する者のうち、県外施設訓練生等で、県外に居住しているものについての第1項の規定の適用については、同項中「4分の3」とあるのは、「3分の1」とする。4 前3項に定めるもののほか、知事は、災害その他の事由により | <ul><li><u>2</u> 前項に定めるもののほか、知事は、災害その他の事由により必</li></ul>   |

| 改正前                                    | 改正後                                |
|--|------------------------------------|
| 必要があると認める場合は、手数料を減額し、又は免除すること<br>ができる。 | 要があると認める場合は、手数料を減額し、又は免除することが できる。 |

## 附則

この条例は、平成29年10月1日から施行し、この条例による改正後の佐賀県職業能力開発促進法施行条例第9条の規定は、同日以後に実施する技能検定試験に係る技能検定試験手数料から適用する。